

柏市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱

制定 平成30年10月22日

施行 平成30年10月22日

(目的等)

第1条 この要綱は、危険コンクリートブロック塀等の除却を行う者に対し、危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震等による災害を未然に防止し、市民の生命及び身体の保護を目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 一般の交通の用に供する道であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する道路

イ 法第42条第2項に規定する道路

ウ 法第43条第2項各号の規定により市長が認定した建築物に係る道又は市長が許可した建築物に係る空地

エ 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める道又は空地

(2) 通学路 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定に基づき、児童及び生徒の通学の安全確保及び教育的環境維持のために市内の小学校又は中学校が指定した道路

(3) コンクリートブロック塀等 道路等に面して設置されたコンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀及びこれらの基礎

(4) 危険コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック塀等のうち、現地調査を行った結果、倒壊するおそれがあると市長が判断したもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において危険コンクリートブロック塀等を所有している者（以下「所有者」という。）とする。ただし、共有により所有者が複数存在する場合にあっては、所有者全員から同意を得て、委任を受けた代表者を補助対象者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する所有者は、補助対象者としな

(1) 市税を滞納している者

(2) 既に補助金の交付を受けているか、又は補助金の交付の決定を受けている者

(3) 土地又は建物の販売を目的として危険コンクリートブロック塀等の除却を行おうとする者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則として、道路等又は敷地の地表面からの垂直距離（以下「高さ」という。）が1.2メートルを超える危険コンクリートブロック塀等の除却工事とする。

2 前項の補助対象事業において、高さが1.2メートル以下の部分を含むコンクリートブロック塀等が危険コンクリートブロック塀等と不可分と判断される場合にあつては、当該部分を危険コンクリートブロック塀等の一部とみなし、除却工事の対象とするものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書提出期限)

第6条 規則第2条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の11月30日（その日が柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

(申請書記載事項)

第7条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、危険コンクリートブロック塀等の道路等に面する長さ、高さ、構造、着工日その他危険コンクリートブロック塀等の概要とする。

(申請書添付書類)

第8条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地又は建物の所有を証する書類
 - (2) 案内図
 - (3) 危険コンクリートブロック塀等の位置図
 - (4) 除却する危険コンクリートブロック塀等の現況写真
 - (5) 補助対象事業に係る見積書又はその写し
 - (6) 補助金対象者（共有の場合は所有者全員）の市税に係る納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納税状況の情報について市が公簿等で確認することに同意しない場合）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (標準処理期間)

第9条 申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、14日（14日目に当たる日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日までの期間）とする。

(交付の条件)

第10条 規則第4条第1項第6号に規定する市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に伴い発生した廃材等の資材については、補助対象者の責任において適法かつ適正に処分する。
- (2) 補助対象事業後に設置する塀及び門柱並びにその下部にある擁壁又は生垣については、法及び法の関係規定に適合させるなど、安全性が確保できるものであること。

(実績報告書提出期限)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の1月15日（その日が本市の休

日に当たるときは、当該本市の休日の翌日)とする。

(実績報告書添付書類)

第12条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業の結果を記載した書面
 - (2) 補助対象事業の実施状況(除却前, 除却中及び除却後)を写した写真
 - (3) 除却工事に要する経費の合計額に係る領収書又はその写し
 - (4) 除却工事に伴い発生した廃棄物の処分報告書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める書類
- (補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条)

種類	補助金の額	上限額
第2条第1号に規定する道路等 (通学路を除く。)	除却工事に要する経費の合計額又は危険コンクリートブロック塀等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額	上限100,000円
第2条第2号に規定する通学路	(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	上限200,000円